

福岡県医発第1575号(地)

平成19年12月6日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

福岡県産業別最低賃金の改正について

標記の件につきまして、先に改正された「福岡県最低賃金」に引き続き、本年も「福岡県産業別最低賃金」が改正された旨、福岡労働局長より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員に対する周知方よろしく願いいたします。

なお、内容に関するお問い合わせにつきましては下記へお願いいたします。

記

【お問合せ先】

福岡労働局労働基準部賃金課 Tel: 092-411-4578

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵





福岡労発基第280号の3
平成19年11月20日

代 表 者 各 位

福 岡 労 働 局 長
(公印省略)

福岡県産業別最低賃金の改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先に改正された「福岡県最低賃金」に引き続き、本年も「福岡県産業別最低賃金」が下記のとおり改正されます。

つきましては、広報用リーフレットの掲示・配布等による福岡県産業別最低賃金の周知についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴団体発行の広報誌（紙）があれば、記事掲載についてもご協力いただきますよう併せてお願い申し上げます。参考までに記事例文を添付しておりますので、ご活用ください。

記

最低賃金名	1 時間額	効力発生日
福岡県最低賃金	663 円	平成 19 年 10 月 28 日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	784 円	平成 19 年 12 月 10 日
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業	754 円	
輸送用機械器具製造業	772 円	
百貨店、総合スーパー	728 円	
自動車（新車）小売業	769 円	
各種商品小売業	710 円	平成 14 年 12 月 10 日

お問い合わせは

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号

福岡労働局労働基準部賃金課 南利、岡

TEL 092-411-4578 FAX 092-411-2633



産業別最低賃金改正のお知らせ

福岡県産業別最低賃金が次のとおり改正されます。

産業別最低賃金	最低賃金額	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 784 円	平成 19 年 12 月 10 日
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業	1時間 754 円	
輸送用機械器具製造業	1時間 772 円	
百貨店、総合スーパー（※1）	1時間 728 円	
自動車（新車）小売業	1時間 769 円	
各種商品小売業	1時間 710 円	平成 14 年 12 月 10 日 （※2）

※1 衣・食・住にわたる各種の商品を小売し、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判断できない事業所であって、常時使用労働者数が 50 人以上のもの。

※2 平成 15～19 年度は改正されていません。

これらの産業別最低賃金に該当しない業種は、平成19年10月28日から改正されている福岡県最低賃金（時間額663円）が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課（TEL092-411-4578）

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

福岡県の最低賃金

**福岡県
最低賃金**

1時間

663円

効力発生日
平成19年
10月28日

下記の産業別最低賃金が
適用される労働者はその金額



産業別最低賃金

効力発生日

適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されます)

**製鉄業
製鋼・製鋼圧延業
鋼材製造業**

1時間

784円

平成19年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

**電気機械器具
情報通信機械器具
電子部品・デバイス製造業**

1時間

754円

平成19年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ. 清掃又は片付けの業務
 - ロ. 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、(イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務(ロ)バリ取り、かえり取り又は鋳ばり取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
 - ハ. 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務

輸送用機械器具製造業
自動車・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く

1時間

772円

平成19年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの
- ③ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者

**百貨店
総合スーパー**
衣・食・住にわたる各種の商品を一括して小売りし、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判断できない事業所であって常時雇用する労働者が50人以上のもの

1時間

728円

平成19年
12月10日

各種商品小売業
衣・食・住にわたる各種の商品を一括して小売りし、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判断できない事業所であって常時雇用する労働者が50人未満のもの

1時間

710円

平成14年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能修得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者

自動車(新車)小売業

1時間

769円

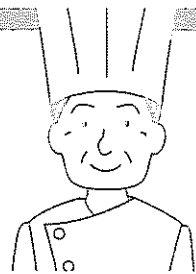
平成19年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能修得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注)最低賃金には次の手当は算入されません。精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

事業主のみなさまへ

●**労働保険：社員の安心を守るのは、社長の責任であり、社会の義務です。**
原則として労働者を一人でも雇っている事業主は、「労働保険」に加入することが法律で義務付けられています。また、事業主の委託を受けて事務を代行する「労働保険事務組合」制度もあります。



最低賃金制度をよく知って、 守ろう！ 確かめよう！ 最低賃金



最低賃金制度とはなんでしょう？



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金があります。



最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金の対象となる賃金には どんなものがありますか？



最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精当勤手当、通勤手当及び家族手当



最低賃金額以上か以下か、確認する方法はありますか？



実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合・・・時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合・・・日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金(時間額)
- ③ 月給制の場合・・・月給 $\div$ 1月平均の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

最低賃金以上の額が支払われていますか？ お確かめください。

「最低賃金制度」はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットです。

具体的な金額など詳しくは、福岡労働局のホームページをご覧ください。

<http://www.fukuoka.plb.go.jp/8chingin/index.html>